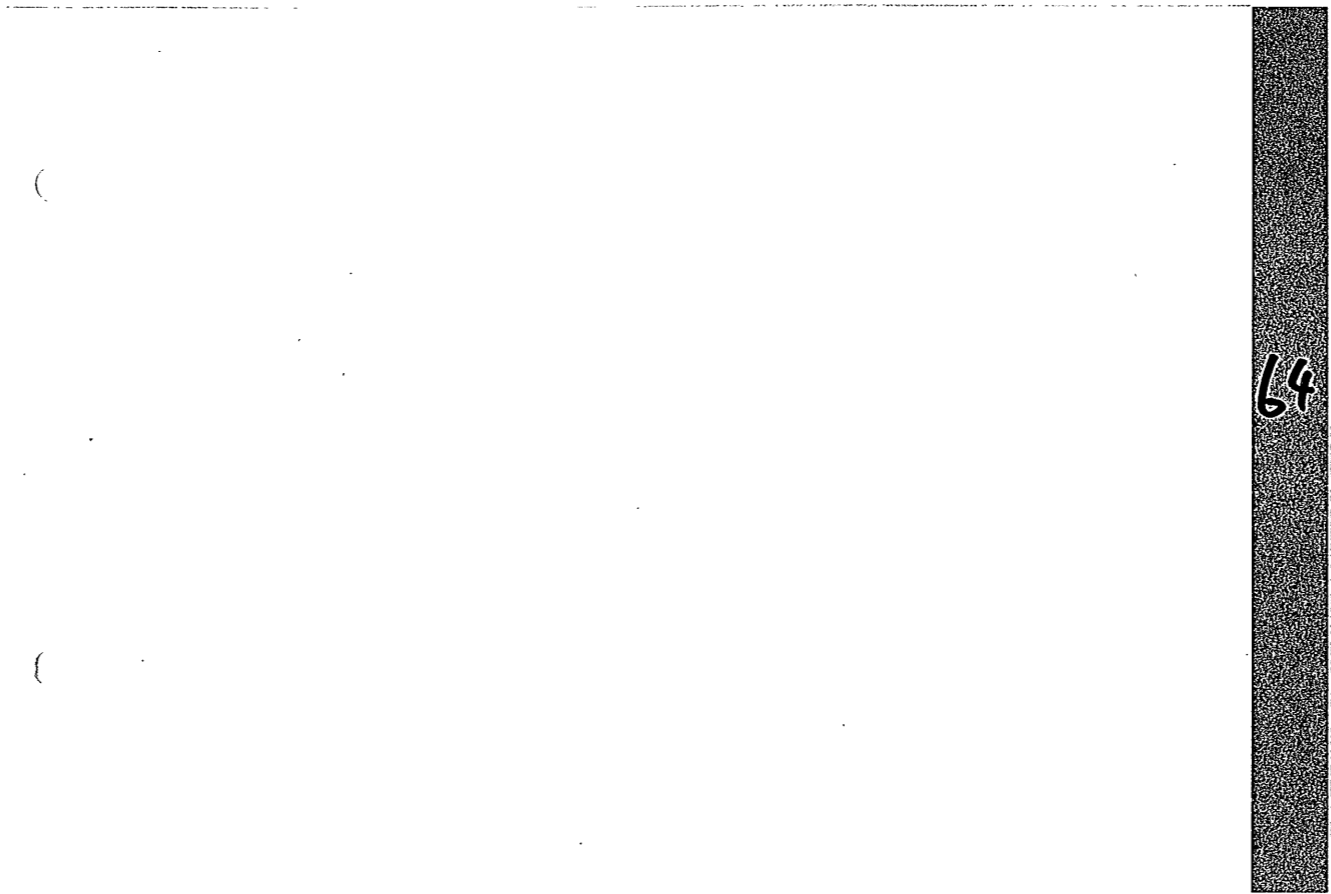


# 琉球大学学術リポジトリ

## 1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込みに問題, ジョンソン次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43897">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43897</a>



64

極 秘  
無 期 限  
10 部 の 内  
8 号

( 外務大臣訪米用資料Ⅰ(2) )

事前協議関係資料

1 共同声明抜粋案

A 案

B 案

2 事前協議の手續について

昭和44 5 / 7

条 約 局

秘 録  
内 部 号  
10  
8

(四四・五・一六)

共同声明草案ノキキ

總理大臣と大統領は、沖縄の施設権返還に伴い日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極は、そのまゝ沖縄に適用され、合衆国は、國條及びこれに関連する諸取極に基き沖縄に在りて同盟軍隊による施設・区域の使用を許されるべきことと意見が一致した。總理大臣は、日本の安全は擁護に在ける問題の平和及び安全と密接に関連するものであり、極東の諸國の安全の維持は日本の重大な関心事である旨(極東の諸國の安全が同盟軍隊に即した米國の行動により維持されることとに關し)関心を示す旨(一)の日本政府の、旨を表明した。總理大臣は、

特に韓国に對する武力攻撃の発生は日本の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本政府の基本的認識を明らかにし、韓国に對して在りて武力攻撃に對処するため合衆國軍隊が沖縄を含む日本國內の施設・区域を同盟軍隊行動の前進基地として使用すること及び安全保障施設法案の規定に基き交換公文に定める事前協議が行なわれる場合に日本政府が執るべき態度は、かかる基本的認識に立つて(一)事態の状況に照らし(二)決定されるものである旨を明らかにした。

共同声明發表の事

(四四・五・一六)

總理大臣と大統領は、沖縄の施設撤去に伴ひ日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極は、そのまゝ沖縄に適用され、合衆國は、同条約及びこれに関連する諸取極に基き沖縄に多量に同國軍隊による施設・区域の使用を許される入ることに意見が一致した。總理大臣は、日本の安全は極東に多ける國際の平和及び安全と密接に関連するものであり、極東の國際の安全の維持は日本の重大な関心事である旨(極東の國際の安全が國際連繫に即した米國の行動により維持されることに深い関心を有する旨)の日本國政府の立場を表明した。總理大臣は、

特に我國の安全が武力攻撃による侵襲から保全されることと日本の安全に与ふる特別の緊要性を有するものであるとの基本的認識を明らかにした。さらに、總理大臣は、朝鮮に多ける侵襲的な平和的解決が對行給の再期なしに國連決議に基き實現されることを希望しつつ、万一我國に多る國連軍に対して休戰協定を侵犯した大規模な武力攻撃が發生した場合にこれに對処するため國聯連合第一司令部の下に多る合衆國軍隊が日本國(沖縄を含む)内の施設・区域を日本國から奪はれる現狀作戦行動の基地として使用することについて安全保障條約次第の施設に關する交換公文に定める事前協議が行はれるときは、その事前協議に多らて日本國政府が参入を態度は、前記の基本的認識に立つて(事態の状況に照らして)決定されるものである旨を明らかにした。

秘 極  
まで  
10部の内  
8号

560104-14-173

事前協議の手続について

(四四・五・一六)

- 一 条約第六条の規定に基づく交換公文に定める事前協議は、安全保障協定委員会を含む適当な組織を通じて、文書により、又は、時宜に於ては、口頭により行なわれる。
- 二 事前協議を行なける日本国政府の職務の決定は、内閣が行なり。
- 三 日本国政府は、前記二の決定を緊急に行なり必要のある事項に對しては、内閣による決定を總理大臣に委任するものとする。但し、緊急の場合の決定は總理大臣に委任する旨の内閣決定を發する。